定　　款

株式会社スリー・ディー・マトリックス

平成 18 年 7 月 31 日改定
平成 20 年 3 月 12 日改定
平成 20 年 7 月 25 日改定
平成 23 年 7 月 26 日改定
平成 23 年 8 月 30 日改定
平成 24 年 9 月 1 日改定
平成 25 年 6 月 1 日改定

第1章　総　　則

（商　号）

第1条　当会社は、株式会社スリー・ディー・マトリックスと称し、英文では3-D Matrix,Ltd.と表示する。

（目　的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. バイオマテリアルを含む、化学合成またはバイオテクノロジーによる医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具・診断用試薬品・化学工業薬品等およびそれらの原料の企画、研究、開発、製造、輸出入、販売並びにそれらの受託
2. 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、利用、利用許諾、維持、管理および売買
3. 再生医療等の医療を行うクリニック施設、美容施設の経営に関するコンサルティングおよびその経営指導のための管理、経営の受託
4. ベンチャービジネスまたはベンチャー企業への投資およびその育成
5. ヒトまたは動物を含む生物の細胞および組織の培養の請負並びに受託
6. 臨床検査業務
7. 医療用実験動植物および微生物の開発、生産、飼育および販売
8. 医療に関する情報収集・提供サービス業
9. 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機　関）

第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　　式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、60,672,000株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章　株主総会

（基準日）

第 12 条 当会社は、毎年４月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

（招集）

第 13 条　定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締

役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（議決権の代理行使）

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議事録）

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第 19 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期

の満了すべき時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議の方法）

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第 27 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

② 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

（取締役会規則）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第 29 条　取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役との責任限定契約）

第 30 条　当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第 31 条　当会社の監査役は、4 名以内とする。

（監査役の選任）

第 32 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 33 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 34 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 35 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 36 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 37 条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

（監査役会規則）

第 38 条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）
第 39 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（社外監査役との責任限定契約）
第 40 条　当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）
第 41 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）
第 42 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
なお、会計監査人は定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第 43 条　会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章　計　　算

（事業年度）
第 44 条　当会社の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月３０日までとする。

（期末配当金）
第 45 条　当会社は株主総会の決議によって毎年４月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）
第 46 条　当会社は取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）
第 47 条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
②　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。